

第5章 計画推進に向けて

第5章 計画推進に向けて

1 都市計画の決定・実施

都市計画マスタープランに掲げた方針は、都市計画制度を通じて実行していくことが基本となります。ここでは、より具体的な都市計画の決定・実施を行う時期について、関連する分野別の基本方針に基づき、短期（平成26年度～平成28年度）、中期（平成29年度～平成32年度）の2段階で整理します。

なお、実施期間は現時点でのものであり、今後の社会経済情勢などの変化により、変更が生じる可能性があります。

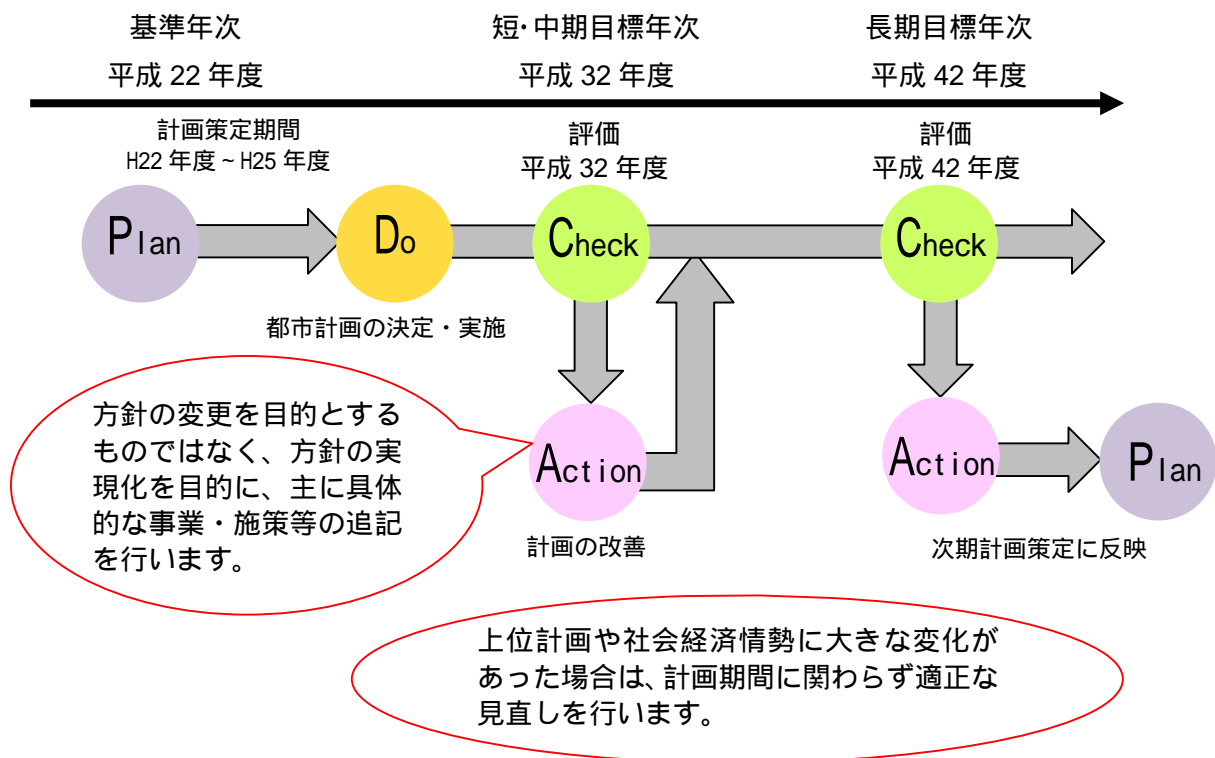
関連する分野別の基本方針				都市計画の決定・実施	短期目標 (H26～H28)	中期目標 (H29～H32)
土地利用	都市施設整備	都市防災	都市景観			
				用途地域の見直し (第1種低層住居専用地域等)	完了 →	
				用途地域の定期見直し		着手 → 完了
				風致地区の見直し	調査 → 着手 → 完了	
				四国横断自動車道	継続 →	完了 →
				都市計画道路江田小松島港線	継続 →	完了 →
				都市計画道路芝生日ノ峰線	継続 → 完了	
				その他の都市計画道路 (都市計画道路月ノ輪金磯線等)	調査・検討 →	着手 →
				市総合グラウンド防災広場(仮称)	着手 → 完了	
				小松島市運動公園の見直し	調査 → 着手 → 完了	
				金磯南雨水ポンプ場	完了 →	
				川南汚水中継ポンプ場	調査・検討 →	着手 → 完了
				小松島浄化センター (污水終末処理場)	調査・検討 →	着手 → 完了
				小松島市火葬場(仮称)	調査・検討 → 着手	完了
				市南部地域統合新中学校	着手 → 完了	

2 チェック機能の構築

(1) 評価 (Check)

都市計画は一定の継続性、安定性が求められることを踏まえて、計画 (Plan) 実施 (Do) 評価 (Check) 改善 (Action) により、短・中期目標年次 (平成 32 年度) および長期目標年次 (平成 42 年度) において適切な評価を行いながら、都市計画マスタープランの着実な推進を目指します。

ただし、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。



(2) 評価の視点

評価にあたっては、都市計画の決定・実施などの進捗状況を整理するだけでなく、都市づくりの基本目標ごとに評価の視点や指標を設定し、都市計画基礎調査や国勢調査の結果などをもとに定量的に評価を行います。

また、評価の結果等を公表し、市民が都市計画マスタープランの達成状況をチェックできる体制を整えます。

都市づくりの目標	評価の視点	主な指標例
集約・連携型 都市構造の構築に 向けた都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に人が集まっているか。 ・拠点に都市機能が集積し、公共交通が充実しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、市街化調整区域の人口・人口密度 ・都市機能の集積状況 ・公共交通の利用者数 (駅の乗降客数、バスの輸送人員)
活力ある地域産業を 育む都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・産業が活性化されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造品出荷額 ・商業販売額 ・経営耕地面積
誰もが安全で快適に 暮らせる都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の整備が進んでいるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路整備進捗率 ・都市公園供用面積 ・下水道処理人口普及率
災害に強く安心して 暮らせる都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災対策が進んでいるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設、避難路等の整備状況 ・耐震化率
自然環境と共生した 魅力ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農地などの自然環境が保全されているか。 ・都市的土地利用が無秩序に拡大していないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可状況 ・農地転用状況 ・地区計画の活用状況

3 連携体制の構築

本計画の推進に向けて、行政が積極的に取り組むとともに、国や徳島県など他の行政機関、市民や民間事業者との連携を推進します。

種類	内容
国や県などの関係機関との連携	国や徳島県、近隣市町村など他の行政機関と連携・調整し、円滑な事業実施や補助事業の活用による財源確保、他事業との連携による事業効果増大など、総合的な視点に基づく施策を展開します。
市民や民間事業者との連携	都市計画の策定過程において、情報を積極的に開示・提供するとともに、市民と行政との意見交換の場を設け、情報の共有を進めます。 地域の実情に応じた創意工夫あるまちづくりを進めるため、都市計画の提案制度を活用し、市民や民間事業者との連携・協力を推進します。
庁内関係部局の連携	都市計画は、産業や防災、福祉など、行政の様々な分野と密接な関連を持っているため、庁内の関係部局と情報を共有し、幅広い分野での施策展開が行えるよう、庁内の連携体制強化に努めます。